

## 競争契約参加心得

国立成育医療センターで発注する工事の請負契約の競争入札に参加しようとする者は、次の事項を心得ておいて下さい。疑問の点等については、契約事務担当職員にお尋ね下さい。

(目的)

1 国立成育医療センターの工事請負契約に係る一般競争及び指名競争（以下「競争」という。）を行う場合における入札その他の取扱いについては、会計法（昭和 22 年法律第 35 号）、予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号。以下「令」という）、契約事務取扱規則（昭和 37 年大蔵省令第 52 号）、その他法令に定めるもののほか、この心得の定めるところによるものとする。

(競争入札参加者の資格)

2 一般競争に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）は、入札公示に示されている、必要な資格を有しなければならない、この資格を有しないものは入札に参加できない。

指名競争に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）においても、入札に必要な資格を有しなければならない、この資格を有しないものは入札に参加できない。

(競争入札参加者の資格証明)

3 前号の資格を証明するため、厚生労働省大臣官房会計課長から受理した等級決定通知書の写し、及び支出負担行為担当官から受理した競争参加資格確認通知書の写しを入札の日に提出しなければならない。ただし、電子入札の場合は当該通知書は不要とする。

(入札保証金等)

4 入札参加者は、入札執行前に、見積金額の 100 分の 5 以上の入札保証金又は入札保証金に代わる担保を納付し、又は提供しなければならない。ただし、入札保証金の納付を免除された場合はこの限りでない。

5 入札参加者は、前項ただし書きの場合において、入札保証金の納付を免除された理由が入札保証保険契約を結んだことによるものであるときは、当該入札保証保険契約に係る保険証券を支出負担行為担当官に提出しなければならない。

6 入札参加者は、入札保証金又は入札保証金に代わる担保を納付し、又は提供する場合は、関係職員の調査を受け、その面前において封かんのうえ、氏名と共にその金額を封皮に明記して入札保証金納付書（有価証券を提出する場合は、提出書及び印鑑）を添えて差し出さなければならない。

7 入札参加者は、第 4 項本文の規定により提供する入札保証金に代わる担保が銀行又は支出負担行為担当官が確実に認める金融機関（以下「銀行等」という。）に対する定期預金債権である場合においては、入札執行のときまでに当該債権に質権を設定し、当該債権に係る証書及び当該債権に係る債務者である銀行等の承諾を証する確定日付のある書面を提出しなければならない。

8 入札参加者は、第 4 項本文の規定により提供する入札保証金に代わる担保が銀行等の保証である場合においては、当該保証を証する書面を提出しなければならない。

9 入札保証金又は入札保証金に代わる担保は、落札者に対しては契約締結後に、落札者以外の者に対しては入札執行後にその受領証書と引換えにこれを還付する。

10 落札者が第 35 項の期限内に契約書を提出しないときは入札保証金は国庫に帰属する。（入札等）

11 入札参加者は、仕様書、図面、契約書案及び添付書類並びに現場等を熟覧のうえ、入札しなければならない。この場合において仕様書、図面、契約書案等について疑問があるときは、関係職員の説明を求めることができる。

12 入札書は、別添 1 の入力画面上において作成し、公告、公示又は通知書に示した時刻までに電子入札システムにより提出するものとする。ただし、支出負担行為担当官

の承諾を得て、又は支出負担行為担当官等の指示により、書面にて提出する場合は、様式 1 により作成し、入札書を封かんの上、入札者の氏名を表記し、公告、公示又は通知書に示した時刻までに入札函に投入しなければならない。

13 入札書は、契約担当官がやむを得ないと認めたときに限り書留郵便をもって提出することができる。この場合においては、二重封筒とし、表封筒に入札書在中の旨を朱書し、中封筒に入札件名及び入札日時を記載し、支出負担行為担当官あての親展で提出しなければならない。

14 入札参加者は、代理人をして入札させるときは、その委任状を持参させなければならない。

入札参加者又は入札参加者の代理人は当該入札に対する他の入札参加者の代理を兼ねることはできない。

15 入札参加者は、令第 71 条第 1 項の規定に該当する者を入札代理人とすることはできない。（入札の辞退）

16 指名を受けた者は、入札執行の完了に至るまでは、いつでも入札を辞退することができる。

17 指名を受けた者は、入札を辞退するときは、入札辞退届を別添 2 の入力画面上において作成の上電子入札システムにより提出し、又は次の各号に掲げるところにより、書面にて提出するものとする。

一入札執行前であっても、入札辞退届（様式 2）を支出負担行為担当官等に直接持参し、又は郵送（入札の前日までに到達するものに限る。）して行う。

二入札執行中であっても、入札辞退届又はその辞退を明記した入札書を、入札を執行する者に直接提出して行う。

18 入札を辞退した者は、これを理由として以降の指名等について不利益な取扱いを受けるものではない。（公正な入札の確保）

19 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）（以下「独占禁止法」という。）等に抵触する行為を行ってはならない。

20 入札参加者は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札意志についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を定めなければならない。

21 入札参加者は、落札者の決定前に、他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示してはならない。（入札の取りやめ等）

22 入札参加者が連合し、又は不穩の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることができる。

（一度提出した入札書の引換え等の禁止）

23 入札書は、一度提出した後に、引換え・変更・取消等をすることはできない。（無効の入札）

24 次の各号の一に該当する入札は、無効とする。

一競争に参加する資格を有しない者のした入札。

二委任状を持参しない代理人のした入札。

三所定の入札保証金又は保証金に代わる担保を納付し又は提供しない者のした入札。

四記名捺印を欠く入札（電子入札による場合は、電子認証書を取得していない者のした入札）。

五金額を訂正した入札。

六誤字・脱字等により意志表示が不明瞭である入札。

七明らかに連合によると認められる入札。

八同一事項の入札について他人の代理人を兼ね、又は 2 人以上の代理をした者の入札。

九その他入札に関する条件に違反した入札。

（入札者以外の者の入札会場立入りの禁止）

25 入札者以外の者は、入札会場に立入ることができない。

（入札書等の取り扱い）

26 提出された入札書は開札前も含めて返却しないこととする。入札参加者が連合し若

しくは不穩の行動をなす等の情報があった場合又はそれを疑うに足りる事実を得た場合には、入札書及び工事費内訳書を必要に応じ公正取引委員会に提出する場合がある。

(落札者の決定)

27 落札者は、予定価格以内の価格で最低の有効入札をした者とする。ただし、予定価格が1千万円をこえる工事について、最低入札価格が予定価格に比して著しく低く、その価格によって契約することにより、契約の内容に適合した履行がされないおそれがあるとき、又は公正な取引の秩序をみだすことになるおそれがあるときは、会計法の規定により予定価格の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とする。

28 令第85条の基準に該当する入札を行った者は、支出負担行為担当官の調査に協力しなければならない。

なお、当該条項に該当する入札があった場合、本入札を保留とする場合がある。この場合、結果を後日通知するものとする。

29 落札者となるべき同価格の入札をした者が2者以上あるときは、支出負担行為担当官等が指定する日時及び場所において、当該入札をした者にくじを引かせて落札者を定める。この場合に、くじを引くべき者で入札会場に出席しない者、又はくじを引かない者があるときは、これに代わって入札執行事務に関係のない職員が引くこととする。(再度入札)

30 開札の結果、各競争参加者の入札価格がすべて予定価格を超えたときは、支出負担行為担当官等が指定する日時において再度の入札を行う。

(契約保証金等)

31 落札者は、契約書を作成する場合は契約書案の提出と同時に、契約書を作成しない場合においては落札決定後すみやかに、契約金額の100分の10以上の契約保証金又は契約保証金に代わる担保を納入し、又は提供しなければならない。ただし、契約保証金の全部又は一部を免除された場合は、この限りでない。

32 第5項の規定は前項ただし書の場合について準用する。

33 契約保証金を納めるときの手続きは、入札保証金を納めるときの手続きを準用する。(入札保証金等の振替え)

34 支出負担行為担当官において必要があると認める場合には、落札者に還付すべき入札保証金又は入札保証金に代わる担保を契約保証金又は契約保証金に代わる担保の一部に振り替えることができるものとする。

(契約書等の提出)

35 契約書を作成する場合においては、落札者は、支出負担行為担当官から交付された契約書の案に記名捺印し、落札決定の日から7日以内に、これを支出負担行為担当官に提出しなければならない。ただし、支出負担行為担当官の書面による承諾を得て、この期間を延長することができる。

36 落札者が前項に規定する期間内に契約書案を提出しないときは、落札は、その効力を失う。

37 契約書の作成を要しない場合においては、落札者は、落札決定後すみやかに請書、その他これに準ずる書面を支出負担行為担当官に提出しなければならない。ただし、支出負担行為担当官等がその必要がないと認めて指示したときは、この限りでない。

(請負代金内訳書の提出)

38 落札者は、落札決定の日から14日以内に、仕様書及び図面に適合した請負代金内訳書を提出しなければならない。

(異議の申し立て)

39 入札をした者は、入札後、この心得、仕様書、図面、契約書案及び現場等についての不明を理由として、異議を申し立てることはできない。

(入札書)

40 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5%に相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は消費税等分に係る課税業者であるか、非課税業者であるかを問わず見積った契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

## 国立成育医療センター一般競争入札発注スケジュール

1. 入札公告 平成21年6月9日(火)
2. 9 入札説明書の交付開始 平成21年6月9日(火)～平成21年7月7日(火)
3. 申請書及び資料の提出 平成21年6月10日(水)～平成21年6月19日(金)  
期限
4. 競争参加資格の確認の 平成21年6月22日(月)～平成21年6月26日(金)  
結果通知期限
5. 資格がないと認めた理 平成21年6月29日(月)～平成21年6月30日(火)  
由請求期限  
  
入札承認・函渡し 平成21年6月26日(金)
6. 資格がないと認めた理 平成21年7月 1日(水)～平成21年7月3日(金)  
由回答期限
7. 入札説明書に対する質 平成21年6月10日(水)～平成21年7月7日(火)  
問書の提出期限
8. 10 質問書に対する回答 平成21年7月 8日(水)～平成21年7月16日(木)
14. 入札書締切り 平成21年7月16日(木)
15. 入札 平成21年7月17日(金)